

(第3号様式)

配置予定技術者届出書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住 所
名称又は商号
代表者名

業務の配置予定技術者を届出ます。

なお、この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。
[注1]

	配置予定の管理技術者		備 考
氏 名 [注2]			
生年月日			
所 属			
役 職			
保有資格 [注3] (証明証添付) [注4]			
手持業務 (証明書添付) [注5]	(業務名)	(請負金額)	三重県発注の業務委託において、設計委託業務の管理技術者として兼務できる委託業務件数は、2,500万円以上の設計委託業務を3件まで、または2,500万円未満の設計委託業務は2,500万円以上の設計委託業務を含めて5件までとする。なお、測量業務委託の主任技術者を兼ねる場合は、測量・設計委託業務を併せて5件までとする。

注1) ①配置予定技術者の保有資格が上記資格要件を満たしていない者、②配置予定技術者が三重県業務委託共通仕様書等に示す兼務できる業務数を超える者、③本届出が無かった者の入札については、無効とする。また、虚偽を記載した者にあつては資格(指名)停止の対象となることがある。

注2) 県内業者にあつては県技術者名簿登録済みの者に限る。

注3) 保有資格は、仕様書で定める資格を記載すること。

注4) 県内業者にあつては、県技術者登録者証の写しを添付すること。(登録者証が発行されていない場合は、「測量・調査・設計技術者名簿(受付印及び審査済印のあるもの)」の写しを添付)

県外業者にあつては保有資格者証及び申請業者と直接雇用関係を証する資料の写しを添付すること。
※申請業者と直接雇用関係を証する資料とは、以下に記す公的な機関の発行する書類であることが望ましい。

- ①健康保険被保険者証
 - ②健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書（又は、健康保険被保険者適用除外認証）
 - ③雇用保険被保険者資格取得確認通知書
- など。

注5) 手持業務を証明するものとして「TECRISの業務カルテ受領書の写し」若しくは「契約書の写し及び現場代理人等選任通知書の写し又は管理技術者・照査技術者選任通知書の写し」を添付すること。
※手持業務には、三重県（三重県教育委員会、三重県警察本部、三重県企業庁及び三重県病院事業庁を含む。）が発注する測量業務委託及び設計委託業務で、応札時において契約中の業務（発注者から完成認定を受けている業務を除く）を記載すること。